

区報平成24年11月11日号掲載

消費者相談室から



特定取引法が改正 訪問購入にご注意を

22年から、貴金属の買い取り業者による強引な訪問買取りや、不当な価格での買い取り被害が急増しています。従来までは不当な価格で買い取りされてもクーリング・オフが出来ず、第三者に再販売されると被害回復は困難でした。こうした被害を防止するため、特定商取引法が改正され、訪問購入が規制対象となり、公布の日(24年8月22日)から6ヵ月以内に施行される予定です。それまでは駆け込みの被害が増える恐れがあり、9月から相談が増加しています。十分にご注意下さい。

◎訪問購入業者の不当な勧誘行為の規制

特定商取引法の改正により、次の内容が規制されました。

- ▽飛び込みでの勧誘行為の禁止
- ▽事業者名や勧誘の目的を明らかにすること
- ▽査定に関してのみの要請を受けた場合の、査定を超える勧誘行為の禁止
- ▽勧誘を断った人に対する再勧誘の禁止

◎訪問購入業者の書面の交付義務

- ▽買い取り物品の内容、価格、クーリング・オフや、物品の引渡し拒絶に関する事項等を記載した書面を交付すること

◎クーリング・オフ

- ▽売主(消費者)は、契約書面交付日から8日間は契約の一時的な解除(クーリング・オフ)が可能
- ▽期間中は物品の引渡しを断り、手元に置くことが出来る
- ▽業者が物品を第三者に再販売した場合、クーリング・オフ期間中は、売主(消費者)が第三者に対し物品の所有権を主張することが出来る

◎訪問購入業者の通知・告知義務

- ▽売主(消費者)に対し、クーリング・オフ期間中は、商品の引き渡しを拒絶する権利があることを告げて、知らせること
- ▽クーリング・オフ期間内に、訪問購入業者が第三者に物品を再販売した場合、元の持ち主に対し引き渡しを行った情報を通知すること
- ▽第三者に対し、引き渡した商品がクーリング・オフされる可能性があることを通知すること

* * * * *

◎被害に遭わないために

法の施行まではクーリング・オフをする事が出来ません。必要がなければ断りましょう。勧誘をうける場合は、古物商が必ず携帯する許可の提示を求め、家族や友人など信頼できる人に必ず同席してもらいましょう。